

平成 28 年 4 月 1 日



## 雇用環境・均等室を設置しました

 厚生労働省 熊本労働局

熊本労働局では組織の見直しを行い、

平成 28 年 4 月 1 日から「雇用環境・均等室」を新たに設置しました。

### <雇用環境・均等室では、>

平成 28 年 4 月 1 日女性活躍推進法全面施行！

労働者 301 人以上の事業主は行動計画策定・届出義務化

- 「女性の活躍推進」・「働き方改革」・「ワーク・ライフバランス推進」などの企業・経済団体への働きかけを一体的・効果的に実施し、男女ともに働きやすい雇用環境の整備を図ります。



女性活躍推進法

- セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、解雇等労働契約関係などの労働相談を雇用環境・均等室で対応します。また、個別の労働紛争を解決するための援助（調停・あっせん）及び未然防止のための企業への指導啓発などを一体的に実施します。

職場におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、いじめ、解雇、マタニティハラスメント等に関する相談は、雇用環境・均等室  
(TEL 096-352-3865)へお寄せください

### 雇用環境・均等室の連絡先など

熊本労働局 雇用環境・均等室

住所：〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1

熊本地方合同庁舎 A 棟 9 階

電話：096-352-3865

FAX：096-352-3876

雇用均等室関係の業務は、  
雇用環境・均等室で実施します